

## 第4編 原子力災害対策計画

第1章 原子力災害事前対策	1
第1節 計画を定めるに当たっての基本方針	1
第2節 本市における防護措置	8
第3節 原子力防災体制整備計画	9
第4節 要配慮者災害予防計画	11
第2章 緊急事態応急対策	12
第1節 情報収集連絡計画	12
第2節 緊急時活動計画	16
第3節 退避及び避難計画	22
第4節 安定ヨウ素剤の服用に関する計画	25
第5節 広域避難者の受入れに関する計画	27
第3章 原子力災害中長期対策	28
第1節 基本方針	28
第2節 放射性物質による環境汚染への対処	28
第3節 各種制限措置の解除	28
第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	28
第5節 損害賠償請求計画	28
第6節 風評被害等の影響の軽減	29
第7節 住民相談体制の整備	29
第8節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	29
第9節 心身の健康相談体制の整備	30
第10節 復旧・復興事業からの暴力団排除	30
用語解説	31

## 第4編 原子力災害対策計画

### 第1章 原子力災害事前対策

#### 第1節 計画を定めるに当たっての基本方針

【主な実施機関】 各課共通

##### 1 計画の基礎とするべき災害の想定

本市における原子力災害対策の実施に当たっては、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は以下に示す過酷事故を想定する。

###### (1) 放射性物質又は放射線の放出

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子(エアロゾル)等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(プルーム)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壤や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

###### (2) 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

###### ア 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

**イ 内部被ばく**

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

**2 原子力災害対策重点区域**

市は、原子力発電所から概ね 50～60km 程度離れており、国の原子力災害対策指針を踏まえ、以下の考え方で防護措置等を実施する。本市は、UPZ区域外の区域にあるので、原子力災害対策重点区域は特に設定せず、万一、本市において放射性物質による汚染が発生した場合には、県と連携してOILに基づき必要な防護措置を実施することとする。なお、国におけるPPA対策の検討を踏まえて、今後見直すことがある。

なお、本市が原子力災害対策で対象とする施設は、県内に立地する全ての原子力発電所とする。

## &lt;災害対策指針の基準&gt;

## ア 予防的防護措置を準備する区域PAZ (Precautionary Action Zone)

原子力事業所からおおむね半径 5 km の範囲

## イ 緊急時防護措置を準備する区域UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)

原子力事業所からおおむね半径 30 km の範囲

県内において、原子力災害対策重点区域を包括する関係市町は次表のとおりとされている。

原子力施設 (※)	PAZ 関係市町 (おおむね 5 km 圏)	UPZ 関係市町 (おおむね 30 km 圏)
日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機	敦賀市	敦賀市、美浜町、南越前町、 越前市、越前町、若狭町、 小浜市、池田町、鯖江市、 福井市
関西電力(株)美浜発電所 3号機	美浜町、敦賀市	美浜町、敦賀市、若狭町、 南越前町、小浜市、越前市、 越前町
関西電力(株)大飯発電所 3号機、4号機	おおい町、小浜市	おおい町、小浜市、高浜町、 若狭町、美浜町
関西電力(株)高浜発電所	高浜町	高浜町、おおい町、小浜市、 若狭町

※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所

**3 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方**

県計画では、緊急事態における防護措置実施の基本的考え方について、以下のと

おり規定している。

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階又は復旧段階に区分する。

ア 準備段階

原子力事業者、国、県、市町等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

イ 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

ウ 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

エ 復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

#### 4 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

(1) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることで、原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）及び全面緊急事態（第3段階）の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにすることとされている。

また、さらに初期段階の区分として、国の基本計画等で、「情報収集事態」が定められている。

ア 情報収集事態

原子力施設等立地市町村において震度5弱又は震度5強の地震の発生を認知した場合（原子力施設等立地道府県における震度が6弱以上であった場合は除く。）に、国は関係省庁への連絡や対外公表等を行うこととされている。

イ 警戒事態（第1段階）

警戒事態は、その時点では住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急の

ものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県、PAZ関係市町及び関係防災機関は、PAZ内において、実施に比較的時間要する防護措置の準備に着手する。

#### ウ 施設敷地緊急事態（第2段階）

施設敷地緊急事態は、原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

#### エ 全面緊急事態（第3段階）

全面緊急事態は、原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、かつ、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、県、関係市町及び関係防災機関は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。

なお、UPZ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

#### （2）具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベルEAL（Emergency Action Level）を設定する。原子力施設ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画において設定することとされている。

※各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて：資料編参照

## 5 運用上の介入レベルOIL (Operational Intervention Level)

### (1) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県及び関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じることが必要となる。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じることが必要となる。

また、これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（以下「スクリーニング」という。）の結果から簡易除染（簡易な方法による除染）等の措置を講じることが必要になる。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

### (2) 具体的な基準及び防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の計測可能な値で表される運用上の介入レベルOILを設定する。

防護措置を実施する国及び地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するOILの初期設定値は、原子力災害対策指針によるものとし、その内容は次表のとおりとする。

表 OILと防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要

緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線 : 40,000 cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数 cm での検出器の計数率)  $\beta$ 線 : 13,000 cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 <sup>※6</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
飲食物摂取制限 <sup>※6</sup>	O I L 6 (Bq/kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300 2,000 <sup>※8</sup>
			放射性セシウム	200 500
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 10
			ウラン	20 100

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が $20\text{cm}^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第2節 本市における防護措置

【主な実施機関】 各課共通

### 1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備

本市は、UPZ圏外に属しており、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影响等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、必要な警戒と予防的防護措置の準備を行う。

原子力施設等の状態	防護措置等
警戒事態（第1段階）が発生した場合	警戒
施設敷地緊急事態（第2段階）に至った場合	警戒
全面緊急事態（第3段階）に至った場合	屋内退避の準備

### 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

市は、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベルOILと照らし合わせ、必要な場合には屋内退避の防護措置を実施する。なお、事態が深刻になった場合、状況に応じて、県と協議のうえ、必要な場合、避難及び広域避難を実施する。

### 3 安定ヨウ素剤の配布等

放射性ヨウ素による甲状腺被ばくのおそれがあり、国から安定ヨウ素剤を服用するべき時機及び服用の方法の指示があった場合、住民を原子力災害から保護するため、医療機関等と連携し、安定ヨウ素剤の配布及び服用を速やかに実施する。

なお、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

### 4 汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、風評被害防止等

放射性物質等により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じた場合、市は、県、関係機関と連携し、作物の汚染状況を把握するとともに、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な出荷制限、摂取制限を実施する。一方、汚染されていない場合であってもその事実を速やかに広報し、風評被害の極限を図る。

## 第3節 原子力防災体制整備計画

【主な実施機関】 各課共通

### 1 計画の方針

原子力災害発生時における災害応急対策を円滑に実施するため、敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町に立地している原子力事業所で原子力災害が発生し、その影響が本市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えとして、機能的な活動体制の整備を図る。

### 2 災害応急対策の体制整備

#### (1) 職員の参集体制

市は、原子力災害発生時における職員の非常参集体制の整備を図る。

#### (2) 職員の配備体制等

市は、緊急時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、配備体制及び動員体制を整備するとともに、災害対策本部の設置基準、設置場所、組織、事務分掌等についてあらかじめ定めておく。

### 3 情報収集・連絡・伝達体制の整備

#### (1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 市は、原子力災害に対し万全を期すため、県及び防災関係機関との情報収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

イ 市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

ウ 市は、災害用に使用する通信機器について、その運用方法について習熟しておく。

#### (2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備

ア 市は、国、県及び防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民に提供すべき情報の項目について次によりあらかじめ整理しておく。

- ・原子力災害及び現地における応急対策の状況
- ・市域における影響の有無及びその程度
- ・市、県及び国等が講じている応急対策に関する情報
- ・交通規制や公共交通機関の運行の状況等
- ・県がモニタリングカーにより収集したデータ
- ・原子力事業者の測定データ

- ・福井県原子力環境監視センターにおいて収集したデータ
- イ 市は、国、県及び防災関係機関と連携し、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

#### 4 退避体制の整備

- (1) 市は、原子力災害が発生した場合の退避計画をあらかじめ作成する。
- (2) 市は、放射線の遮へい効果を考慮した避難場所として公民館、学校等の公共施設を、その管理者の同意を得た上で、避難施設としてあらかじめ指定する。また、指定した避難施設については、必要に応じ、衛生環境、避難生活環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (3) 要配慮者に対する退避体制を整備する。

#### 5 広域避難受入れ体制の整備

原子力災害が発生した場合、本市はUPZ圏外に存するため、UPZ圏内の広域避難者を受け入れる必要がある。本市は、県の広域避難計画で、越前市からの広域避難者を受け入れることになっており、県と連携し、迅速に避難所を確保する体制をあらかじめ整備するほか、「原子力災害発生時における避難者受入マニュアル」に基づく受入れ体制を整える。

## 第4節 要配慮者災害予防計画

【主な実施機関】 各課共通

### 1 計画の方針

放射性物質及び放射線は、通常五感に感じないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

### 2 災害応急体制の整備

#### (1) 社会福祉施設等の災害応急体制

社会福祉施設等の管理責任者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておく。

#### (2) 退避体制の整備

市は、県と連携し、要配慮者に対して災害情報を迅速かつ滞りなく伝達し、要配慮者を適切に退避させるため、地域住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る退避体制の整備に努める。

#### (3) 介護体制の整備

市は、災害時における介護職員等の介護チームによる要配慮者介護体制を整備する。

### 3 情報連絡・伝達設備及び体制の整備

#### (1) 情報連絡・伝達設備の充実

県及び放送事業者と連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送及び多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、ならびに避難施設での文字媒体、手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達及び広報について十分配慮する。

#### (2) 情報連絡・伝達体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、避難行動要支援者の避難支援者及び介護保険事業者を介した情報伝達を実施する体制の整備についても検討し、具体化を図る。また、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する体制を整備する。

## 第2章 緊急事態応急対策

本章は、県内の原子力発電所で事故等が発生又は発生のおそれがあり、原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生時の通報、施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報又は全面緊急事態（第3段階）発生時の通報が県に対してあった場合の対応及び原子力災害対策特別措置法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

### 第1節 情報収集連絡計画

【主な実施機関】 各班共通

#### 1 計画の方針

市は、原子力災害が発生した場合、県及び関係機関から情報を迅速に収集し、事態の的確な把握に努める。

#### 2 本市が収集すべき情報

市は、原子力災害が発生した場合、以下の情報を速やかに収集する。また、県は警戒事態（第1段階）から緊急時モニタリングを実施する計画であり、市は県から協力の要請があった場合、県に協力する。

- (1) 情報収集事態発生に関する情報
- (2) 警戒事態（第1段階）発生に関する情報
- (3) 災害状況に関する情報
- (4) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生に関する情報
- (5) 全面緊急事態（第3段階）発生に関する情報

#### 3 情報収集事態発生時の連絡

- (1) 国から県等への連絡

国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室）は、情報収集事態を認知した場合、情報収集事態の発生について、関係省庁、県及び関係市町に対し連絡するとともに、情報収集事態発生後の状況について関係省庁、県及び関係市町に連絡する。

- (2) 市の情報収集

市は、県が情報収集事態発生の連絡を受けた場合、県から速やかに情報を収集し、その内容を住民及び関係機関等に対し迅速に伝達する。

#### 4 警戒事態（第1段階）発生時の連絡

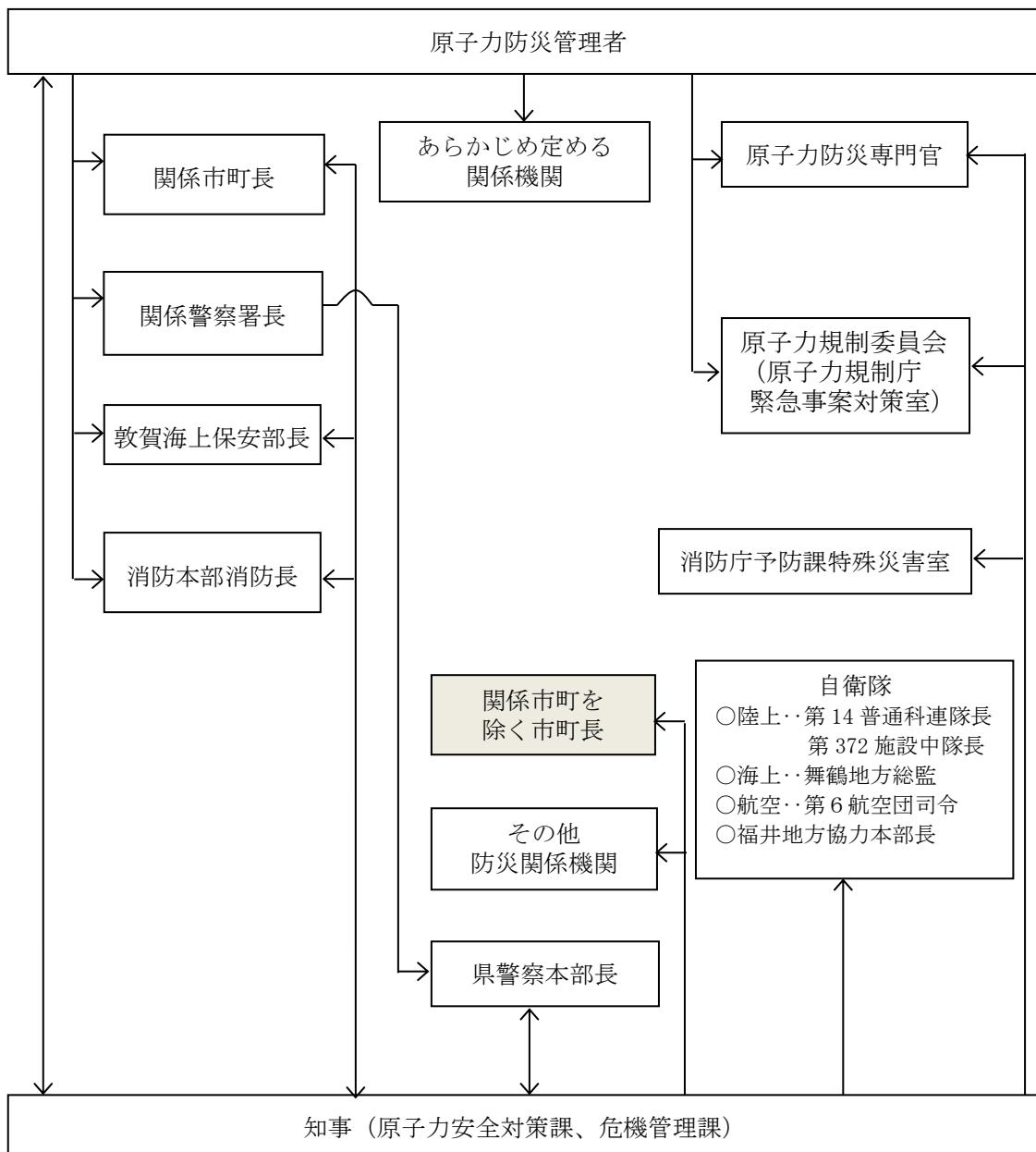
##### （1）国からの連絡

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）は、原子力事業者から警戒事態（第1段階）発生に関する連絡を受け、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。

##### （2）市の情報収集

市は、県が警戒事態（第1段階）発生の連絡を受けた場合、県から速やかに情報を収集し、その内容を住民及び関係機関等に対し迅速に伝達する。

##### （3）緊急時における通報連絡系統



## 5 災害状況の報告及び連絡

### (1) 原子力事業者からの報告

原子力防災管理者は、警戒事態（第1段階）発生時の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、あらかじめ定める関係機関にファックスで隨時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行う。

### (2) 県からの連絡

ア 原子力防災管理者から警戒事態（第1段階）発生時の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について連絡を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会及び総務省消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防組合（局）、県警察本部等に連絡する。

イ 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（原子力規制委員会及び総務省消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防組合（局）、県警察本部等に連絡する。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国及び原子力防災専門官から得た情報、防災関係機関からの連絡により得た災害状況等をとりまとめ、遅滞なく防災関係機関に連絡する。

## 6 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の連絡

### (1) 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）から県等への連絡

原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けた国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、通報を受けた事象について、発生を確認したこと及び事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を、県をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係市町、関係府県、県警察本部及び住民等に連絡する。

### (2) 本市の情報収集

本市は、県が施設敷地緊急事態（第2段階）発生の連絡を受けた場合、県から速やかに情報を収集し、その内容を住民及び関係機関等に対し迅速に伝達する。

## 7 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告及び連絡

### (1) 原子力事業者からの報告

原子力防災管理者は、県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部等に原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生の通報を行った後の経過状況、応急

対策の実施状況等について、ファックスで随時報告する

(2) 県からの連絡等

県は、県内全市町、県内全消防組合（局）、県警察本部等に、原子力防災管理者及び国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡する。

## 8 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡及び原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡

(1) 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）からの連絡等

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、原子力防災管理者から全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生通報を受け、全面緊急事態（第3段階）又は原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

(2) 本市の情報収集

本市は、県が全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生の連絡を受けた場合、県から速やかに情報を収集し、その内容を住民及び関係機関等に対し迅速に伝達する。

## 第2節 緊急時活動計画

【主な実施機関】 各班共通

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、市は、原子力災害の事象に応じ、活動体制を速やかに確立する。

### 2 市の配備体制

#### (1) 原子力災害時における配備体制

市における原子力災害時の配備体制は以下の3種類とする。

- ア 警戒体制
- イ 災害警戒本部体制
- ウ 災害対策本部体制

#### (2) 配備の基準

市の配備基準は、表「動員配備基準」による。

#### (3) 配備体制の決定

市は、原子力規制委員会又は原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報が県を通じてあり、「動員配備基準」の配備レベルに該当するときは、配備基準に応じた配備体制を決定する。

### 3 市の動員体制

#### (1) 原子力災害時における動員

職員の動員は、表「動員配備基準」による。

#### (2) 職員への伝達等

##### ア 勤務時間中における伝達

口頭、電話・メール等迅速、的確な方法により伝達する。

##### イ 勤務時間外又は休日等における伝達等

動員指示については、電話・職員緊急連絡用メール等迅速、的確な方法により伝達する。

## 動員配備基準

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
情報収集事態	(1) 所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）。 (2) その他、市長が警戒体制を決定したとき。	警戒体制	・ 危機管理課の全職員 ・ 課長級以上の職員
警戒事態 (第1段階)	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき。 (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき。 (4) 国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき。 (5) 市長が災害警戒本部体制を決定したとき。	災害警戒本部体制	職員全員
施設敷地緊急事態 (第2段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき。 (2) 市長が災害対策本部体制を決定したとき。	災害対策本部体制	
全面緊急事態 (第3段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき。		

#### 4 警戒体制

##### (1) 警戒体制の決定及び廃止基準

市は、次の場合に警戒体制を決定し、又は廃止する。

###### ア 警戒体制の決定基準

- ・所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
- ・その他市長が警戒体制を決定したとき。

###### イ 警戒体制の廃止基準

- ・原子力事業所の事故が終結したとき。
- ・事故の進展により災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

##### (2) 業務内容

職員は、原子力事業所の事故に関する情報収集を行う。

#### 5 災害警戒本部の設置

##### (1) 災害警戒本部の設置及び廃止基準

市は、次の場合に災害警戒本部を設置し、又は廃止する。

###### ア 災害警戒本部の設置基準

- ・福井県において震度6弱以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発令されたとき
- ・国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき
- ・国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき
- ・市長が災害警戒本部体制を決定したとき

###### イ 災害警戒本部の廃止基準

- ・原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は対策の必要がなくなったとき。
- ・災害対策本部が設置されたとき。

##### (2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部の設置場所は市庁舎正庁とする。

##### (3) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、第2編一般対策編による。

##### (4) 災害警戒本部の所掌事務等

災害警戒本部の所掌事務は次表により、災害警戒本部事務局及び各班が分担して業務に当たる。

## 原子力災害時における災害警戒本部の所掌事務

課	所掌事務
総務課 危機管理課 政策広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置準備</li> <li>・ 県及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>・ 原発事故に関する情報収集</li> <li>・ 応急対策の実施状況の把握</li> <li>・ 情報通信機器の運用及び管理</li> <li>・ 住民への情報伝達・広報</li> <li>・ 報道機関との連絡調整</li> <li>・ 災害警戒本部の庶務</li> <li>・ 緊急時モニタリングに関する情報収集</li> <li>・ 市議会との連絡調整</li> <li>・ 県及び広域避難市町との調整</li> </ul>
福祉課 健康長寿課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への情報伝達</li> <li>・ 住民の退避及び避難誘導</li> <li>・ 住民窓口、電話対応</li> <li>・ 避難行動要支援者の退避及び避難</li> <li>・ 安定ヨウ素剤の配布及び服用準備</li> </ul>
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に際して必要な水、食料、物資の確保</li> </ul>
建設課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に必要な交通の確保</li> <li>・ 住民の退避及び避難誘導</li> <li>・ 水源のモニタリング調査</li> </ul>
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設準備</li> <li>・ 児童・生徒の退避及び避難誘導</li> </ul>

## (5) 災害警戒本部会議における協議事項

災害警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

- ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況の確認
- イ 市の初期活動の実施に関する基本的事項及び重要事項
- ウ 各班の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- オ 国、県及び防災関係機関に対する要請に関する事項
- カ 原子力事業所における事故情報等の収集及び住民への広報に関する事項
- キ その他重要な初期活動に関する事項

(6) 災害警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害警戒本部を設置した場合、市は、県にその旨を通知又は報告する。

## 6 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置及び廃止基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置し、又は廃止する。

ア 災害対策本部の設置基準

- ・施設敷地緊急事態が発生したとき
- ・市長が災害対策本部体制を決定したとき
- ・全面緊急事態が発生したとき

イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったとき

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は市庁舎正庁とする。

(3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、第2編一般対策編による。

(4) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌については、次表「原子力災害時における災害対策本部の所掌事務」による。

(5) 災害対策本部会議における協議事項

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

ア 災害状況及び市の災害応急対策実施状況

イ 災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び重要事項

ウ 災害対策本部各班の調整に関する事項

エ 防災関係機関との連絡調整に関する事項

オ 国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項

カ その他必要な災害対策に関する事項

(6) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、市は、県にその旨を通知又は報告する。

(7) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、市は、防災行政無線、メール（あわら市防災メール配信サービス）等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を指定場所に掲示する。

## (8) 県との協力体制

市は、県の災害対策本部との協力体制を整える。

原子力災害時における災害対策本部の所掌事務

部	所掌事務
総務調整部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の設置・運営</li> <li>・ 原発事故に関する情報収集</li> <li>・ 県及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>・ 退避及び避難に関する方針の決定</li> <li>・ 各部班への災害対策業務に関する指示</li> <li>・ 被災自治体への災害応援の決定</li> <li>・ 県、他市町への応援要請の決定</li> <li>・ 情報通信機器の運用及び管理</li> <li>・ 住民への情報伝達・広報</li> <li>・ 退避・避難状況の集約</li> <li>・ 県の実施する緊急時モニタリング情報の収集</li> <li>・ 報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整</li> <li>・ 災害救助法の適用に関する事務</li> <li>・ 職員参集状況の整理</li> <li>・ 市議会との連絡調整</li> <li>・ 災害予算の調整</li> </ul>
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民の退避及び避難誘導</li> <li>・ 住民窓口、電話対応</li> <li>・ 住民相談窓口の設置</li> <li>・ 住民への安定ヨウ素剤の配布及び服用</li> <li>・ 被災者の医療・救護対策</li> <li>・ 医療施設との連絡調整</li> <li>・ 避難行動要支援者の退避及び避難の実施</li> <li>・ 地域の情報収集・整理・伝達</li> <li>・ 自主防災組織等との連携</li> </ul>
経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林・畜産・漁業の被害状況の調査</li> <li>・ 農林・畜産・漁業関係の応急対策</li> <li>・ 中小企業関係の災害対策及び連絡調整</li> <li>・ 商工業関係の被害調査</li> <li>・ 観光資源、観光施設等の災害対策</li> <li>・ 被災商工業者等に対する金融調査</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難に必要な交通の確保</li> <li>・ 県警察と連携した交通規制</li> <li>・ 上下水道施設の被害調査（汚染状況のモニタリング）</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設、運営</li> <li>・ 児童生徒の退避及び避難誘導、緊急安全確保</li> </ul>

### 第3節 退避及び避難計画

【主な実施機関】 各班共通

#### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、原子力災害から住民の生命、身体の安全を確保するため、本市が放射性物質によって汚染された場合、明確な基準に基づき退避及び避難措置を実施する。

#### 2 市における退避、避難及び一時移転に関する基準

市は、県内の原子力事業所で事故が発生し、市内の空間放射線量が原子力規制委員会の定める以下のO I L基準に達した場合、避難及び一時移転措置を実施する。

本市における避難及び一時移転に関する基準

基準の種類	基準の概要	空間放射線量 (地表面1m)	退避及び避難等の措置
O I L 1	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 $\mu$ Sv/h	避難 (広域避難)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h	1週間程度内に一時移転

#### 3 屋内退避及び避難の準備

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、市内の空間放射線量が異常に高くなり (500  $\mu$  Sv/hに達するおそれがある場合)、放射能汚染による被害が発生するおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し屋内退避及び避難の準備を

指示する。

#### 4 広域避難

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し市内において空間放射線量が  $500 \mu \text{Sv/h}$  に達した場合、国からの避難指示を受けて、住民に対し広域避難を指示する。

市は、広域避難（市外へ避難）を行う必要が生じた場合、県から避難所となる施設の指示を受け、県及び受入先の市町村長と緊密に連携し、広域避難を実施する。

#### 5 一時移転

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、かつ、放射能汚染が拡大し市内において空間放射線量が  $20 \mu \text{Sv/h}$  に達した場合、国からの一時移転指示を受けて、1週間程度以内に住民を市外に一時移転させる。

#### 6 要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難誘導及び輸送に関して介助等が必要な場合、県と連携し、地域住民、県警察、消防組合、自衛隊等の協力を得ながら、避難が迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮する。
- (2) 市は、県と連携し、避難所での生活に関して、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に必要な飲食物及び資機材の確保並びに提供を行う。
- (3) 市は、県と連携し、避難所における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立する。また、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送する。
- (4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師又は職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。
- (5) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

## 7 自然災害同時発生時の対応

市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、市と国は、緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

## 8 感染症の流行下における対応

市は、感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

## 第4節 安定ヨウ素剤の服用に関する計画

【主な実施機関】 各班共通

### 1 計画の方針

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が服用方針を決定する。

市は、放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、国が服用を決定した場合、原子力災害から住民の生命を保護するため、県の指示に基づき、医療機関と連携して住民に対する安定ヨウ素剤の服用措置を実施する。

ただし、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等については、原子力規制委員会において検討したうえで、原子力災害対策指針に記載される予定であり、今後示される国や県の方針に基づき措置する。

### 2 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内およびUPZ内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびに緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとしている。

#### ア 事前配布体制の整備

(ア) 県は、関係市町と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎等において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとしている。

(イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町および関係医療機関等と連携し、対象となる住民向けの説明会および協力薬局における配布を実施し、原則として医師の監修による説明を行うものとしている。また、説明会等の開催に併せ、調査票や問診等により、服用不適切者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとしている。

(ウ) 県は、関係市町と連携し、説明会や薬局において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとしている。

(エ) 県は、関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとしている。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとしている。

#### イ 緊急時における配布体制の整備

(ア) 県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨ

ウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとしている。

- (イ) 県は、関係市町と連携し、避難を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとしている。

ウ 共通事項

県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとしている。

## 第5節 広域避難者の受け入れに関する計画

【主な実施機関】 各班共通

### 1 計画の方針

原子力災害が発生した場合、原子力事業所周辺住民の生命、身体の安全を確保するため、県の広域避難計画に基づき実施される広域避難者の受け入れ体制を整備する。

### 2 避難住民の受け入れ措置

本市では、「福井県広域避難計画要綱」に基づき、越前市の一部のU P Z内住民を受け入れる計画となっている。広域避難者受け入れ措置の詳細については「原子力災害発生時における避難者受け入れマニュアル」によるものとする。

#### (1) 避難住民の受け入れ準備

市は、県からU P Z内住民の広域避難に関する受け入れ準備の要請があった場合、県の広域避難計画で定められた避難所を速やかに開設する準備を行う。

#### (2) 避難住民の受け入れ措置

市は、県からU P Z内の住民の広域避難に関する受け入れ要請があった場合、避難所を速やかに開設するとともに、受け入れ体制を整える。

また、避難所におけるスクリーニングの体制を整備する。

ア 避難所への職員の配置

イ 避難所周辺における駐車場の確保

ウ 避難所内におけるスクリーニングスペースの確保

エ 避難所内における相談窓口の設置

オ 安定ヨウ素剤の配布準備

カ その他必要な事項

### 3 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

市は、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がO I Lに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

## 第3章 原子力災害中長期対策

【主な実施機関】 各班共通

### 第1節 基本方針

---

市は、国や県と協議のうえ、必要な場合、以下により、原子力災害により放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、住民の感情に配慮し、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を実施する。

### 第2節 放射性物質による環境汚染への対処

---

県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

### 第3節 各種制限措置の解除

---

市は、被災地の状況を勘案し、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水、飲食物の摂取制限、農林畜水産物の出荷、摂取制限等に関する各種制限措置の解除が適切と判断された場合、県と連携し、解除手続を速やかに実施する。

### 第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

---

市は、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

### 第5節 損害賠償請求計画

---

#### 1 災害地域住民の登録

市は、県と連携し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、退避及び避難等を行った住民等に対し、被災地住民登録を実施し、災害発生時にその地域に所在し

た旨を証明する措置を実施する。

## 2 損害調査

市は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して市内において被災者が受けた損害を調査する。

- (1) 退避及び避難措置
- (2) 飲料水、飲食物及び農林畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) その他必要と認められるもの

## 3 諸記録の作成

市は、県と連携し、汚染状況調査に基づく被災地全体の汚染状況図、応急対策及び復旧対策として措置した諸記録を作成する。

## 第6節 風評被害等の影響の軽減

---

市は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、安全性が確認された後は、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

## 第7節 住民相談体制の整備

---

市は、国及び県と連携し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

## 第8節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

---

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対する災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必

要な資金について、円滑な貸付、必要枠の確保など適切な措置を講じる。

また、これらの資金貸付等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付及び既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行う。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助及び助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第9節 心身の健康相談体制の整備

---

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

## 第10節 復旧・復興事業からの暴力団排除

---

市は、県警察による復旧・復興事業からの暴力団排除に協力する。県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 用語解説

### ○ クリプトン、キセノン

クリプトン (krypton) は原子番号 36 の元素。元素記号は Kr。希ガス元素の一つ。キセノン (xenon) は原子番号 54 の元素。元素記号は Xe。希ガス元素の一つ。

### ○ 放射性希ガス

希ガス (H e : ヘリウム、N e : ネオン、A r : アルゴン、K r : クリプトン、X e : キセノン、R n : ラドン) の内、放射能を持つものを放射性希ガスと言い、原子力関係者の間では単に希ガスと呼ぶこともある。

### ○ 放射性プルーム

気体状 (ガス状あるいは粒子状) の放射性物質が大気とともに煙突からの煙のように流れる状態を放射性プルームという。

放射性プルームには放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウムなどが含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。

### ○ 放射性セシウム

放射線を出す能力 (放射能) を持つ放射性物質の一種。セシウム 137 の場合、放射能が半分になる期間「半減期」が 30 年と長い。体内に入ると、将来、がんになる心配があり、食べ物などを通じて取り込まないよう気をつける必要がある。

### ○ 放射線

放射線とは、高い運動エネルギーをもって流れる物質粒子 (イオン、電子、中性子、陽子、中間子などの粒子放射線) と高エネルギーの電磁波 (ガンマ線、X 線のことで電磁放射線) の総称を言う。通常、電離放射線の名で定義され、物質を通過する際に直接、あるいは間接にその物質の原子を電離する能力を持つ。

### ○ 放射性物質

放射性物質とは、放射能を持つ物質の総称である。主に、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収又は核反応を起こして生成された放射化物質を指す。

### ○ 放射線被ばくによる確定的影響

放射線に被ばくすると、その線量に依存し、当人への「身体的影響」(母親では「胚・胎児影響」とその子孫への遺伝的影響が考慮される。これらの影響は、被

ばく量による発症の違いから、「確定的影響」と「確率的影響」に分類される)。急性障害(嘔吐、脱毛)や不妊、白内障などの身体的影響は確定的影響である。晩発性の身体的影響(白血病と固形がん)や子孫に伝わる遺伝的影響は確率的影響である。

### ○ モニタリング

モニタリング(Monitoring)は監視、あるいは観察すること。

### ○ リスク

自然現象や人間の行為が、人間の生命、財産、生存環境などに損害を与える恐れがあること、あるいはその恐れの大小のこと。リスクは確実な予想はできないが、定量的に評価するには、発生する可能性のある損害の規模と発生確率を考慮する必要がある。

### ○ 緊急時活動レベル E A L

E A L (Emergency Action Level)とは、原子力発電所において事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。

E A L レベルについては、各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し、緊急事態区分ごとの判断基準として、事業者が具体的に定める必要があるとされ、プラント(原子炉や使用済燃料プール等)の状態(各種パラメータ)の変化、深層防護を構成する各種設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生に着目して設定することとしている。

### ○ 安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した放射能を持たないヨウ素のこと。事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。これを防ぐために安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たしておくことにより、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素は、甲状腺には取り込まれず、大部分は体外に排出され、放射線障害の発生を極力防止する。

### ○ スクリーニング

選別するという意味であり、原子力施設周辺の地域住民等が、原子力災害の際に放射能汚染の検査や、これに伴う医学的検査を必要とする事態が生じた場合は、救護所において、国の緊急被ばく医療派遣チームの協力を得て、身体表面に放射

性物質が付着している者のふるい分けを実施する。これをスクリーニングという。

## ○ 放射性核種

原子の核種のうち放射線を放出するものをいう。

◇アルファ線を出すもの

- ・ラドン 222 (Rn-222)
- ・ウラン 238 (U-238)
- ・プルトニウム 239 (Pu-239)
- ・プルトニウム 240 (Pu-240)

◇ベータ線を出すもの

- ・トリチウム (H-3)
- ・鉛 214 (Pb-214)
- ・ビスマス 214 (Bi-214)
- ・ストロンチウム 90 (Sr-90)
- ・ヨウ素 131 (I-131)

◇ガンマ線を出すもの

- ・カリウム 40 (K-40)
- ・鉛 214 (Pb-214)
- ・ビスマス 214 (Bi-214)
- ・セシウム 137 (Cs-137)
- ・コバルト 60 (Co-60)

## ○ 空間放射線量率

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。サーベイメーターやモニタリングポストによって測定される。単位はナノグレイ毎時 (nGy/h) またはマイクロシーベルト毎時 ( $\mu$  Sv/h)。放射性物質の漏出などの異常が発生していないか監視するために、原子力施設の周辺で常時測定されている。

## ○ $\beta$ 線

ベータ粒子は、放射線の一種で、その実体は電子または陽電子である。ベータ粒子の流れを、ベータ線と呼ぶ。普通「ベータ線」という場合は、負電荷を持った電子の流れを指す。

原子核（中性子）が  $\beta$  崩壊する際に高速で放出される電子、または陽電子のことをベータ粒子という。

### ○ $\mu$ Sv/h

シーベルト (sievert) とは、生体の被曝による生物学的影響の大きさを表す単位である。SI 単位の一つである。

1Sv=1,000mSv (ミリシーベルト) =1,000,000  $\mu$  Sv (マイクロシーベルト)

### ○ Bq

ベクレル (英語 : becquerel、記号:Bq) とは、放射性物質が 1 秒間に崩壊する原子の個数 (放射能) を表す単位である。ある放射性物質について 8 秒間に原子が 370 個だけ崩壊するのであれば、その放射性物質の放射能は 46.25 ベクレル (Bq) である。

### ○ I A E A

国際原子力機関 International Atomic Energy Agency、略称: I A E A は、国際連合傘下の自治機関である。

原子力の平和的利用の促進、原子力の軍事的利用に転用されることの防止を目的としている。